

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年10月30日 05時00分ごろ
発生場所	石川県輪島市舢倉島北西方沖 舢倉島灯台から真方位316° 64.1海里付近 （概位 北緯38° 37.0′ 東経135° 58.2′）
インシデントの概要	漁船平昌丸は、操業中、漁具の引き綱がプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年1月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 平昌丸、19トン IK2-5720（漁船登録番号）、有限会社鳥井漁業部 第244-21398号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1.5～2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、一艘かけまわし漁法による底びき網漁の揚網作業中、船尾に連結した引き綱（以下「本件引き綱」という。）を引きながらブイに連結したもう片方の引き綱を回収しようとした。</p> <p>船長は、風潮流によってブイが圧流され、本船が同ブイを通り過ぎたので、回収しようと本件引き綱の位置を確認しないまま機関を後進にかけたところ、本件引き綱がプロペラに絡まり、本船が運航不能となった。</p> <p>船長は、僚船に救助を依頼し、本船は、来援した僚船によってえい航された。</p> <p>船長は、機関を後進にかける前に、本件引き綱の位置を確認しておらず、本件引き綱の位置を知らなかった。</p>
分析	本船は、ブイに連結した引き綱を回収する際、船長が本件引き綱の位置を知らずに機関を後進にかけたことから、本件引き綱がプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、ブイに連結した引き綱を回収する際、船長が本件引き綱の位置を知らずに機関を後進にかけたため、本件引き綱がプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、揚網作業中、機関を操作する前に、乗組員に漁具の状況を確認させること。</li></ul>
--------------	--